

# 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 知的財産ポリシー

## 1 基本的な考え

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としている（産技研定款 第1条）。

この目的を達成するため、産技研は、研究等の成果を地域産業の技術力向上と地域経済の発展に寄与する公的な知的財産として、戦略的、効果的に最大限活用しなければならない。

そこで、産技研は、知的財産に関する基本的な取組を以下に示し、その活用を積極的に推進する（別紙1）。

## 2 取組

- (1) 職員は、職務上の活動により生み出された研究等の成果が全て地域産業の技術力向上と地域経済を発展させる公的な知的財産であるとの認識の下、常にその活用を意識して業務に取り組む。
- (2) 創造した知的財産の権利化（特許出願）等は、地域産業の技術力向上と地域経済の発展を考慮したうえで、次の場合に依りて判断する。
  - ① 産技研が単独にて創造した知的財産である場合  
産技研の業務（依頼試験・技術指導等）において自ら実施可能な発明等、又は京都地域の中小企業全体で活用すべき発明等については、積極的に特許出願等を行う。
  - ② 共同研究等において企業等と共同で創造した知的財産である場合  
共同研究先に発明等を積極的に実施してもらうため、内容に依りて、特許出願等を行うか、又はノウハウとして秘匿するか等を判断する。
- (3) 知的財産の企業等への実施許諾及び譲渡については、地域産業の技術力向上と地域経済の発展を考慮したうえで判断する。
- (4) 出願や権利維持に対する迅速な対応を行うとともに、知的財産の権利化に関する経験やノウハウを企業の指導等に役立てる。
- (5) 知的財産の運用体制を充実させ、権利化した知的財産を有効に活用できるよう努める（別紙2）。
- (6) 知的財産の活用によって法人が収入を得た場合には、発明者に適切に還元する。

# 知的財産活用マップ

		権利化	非独占実施	独占実施	譲渡	公開	単独保有の知的財産		共有の知的財産	
							大学・公的機関等実施できない機関との共有	企業等実施できる機関との共有		
研究開発等の成果	著作権 （非公開戦略）	特許権等	活用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>産技研における依頼試験等での活用</li> <li>市内企業等にライセンス</li> <li>（ノウハウの場合）市内企業等と秘密保持契約を結び運用</li> <li>特定の企業等による独占を防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産技研における依頼試験等での活用</li> <li>市内企業等にライセンス</li> <li>（ノウハウの場合）市内企業等と秘密保持契約を結び運用</li> <li>特定の企業等による独占を防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産技研における依頼試験等での活用</li> <li>共有者が実施</li> <li>市内企業等（共有者以外）にライセンス</li> <li>（ノウハウの場合）市内企業等と秘密保持契約を結び運用</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有の特許等について、第三者にライセンスする場合、原則、相手方の同意が必要です（特許法第73条第3項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産技研が不実施機関であることから、共有者との契約において、第三者へのライセンスができる契約条項を盛り込む必要があります。</li> <li>共有の特許等について、第三者にライセンスする場合、原則、相手方の同意が必要です（特許法第73条第3項）。</li> </ul>	
			留意事項	—	—	—				
		ノウハウ（非公開戦略）	活用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>産技研における依頼試験等での活用</li> <li>市内企業等にライセンス</li> <li>（ノウハウの場合）市内企業等と秘密保持契約を結び運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業等にライセンス</li> <li>（ノウハウの場合）市内企業等と秘密保持契約を結び運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有者等のみが実施</li> <li>（ノウハウの場合）共有者等のみと秘密保持契約を結び運用</li> </ul>	—			
			留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な知的財産との認識の下、企業等への独占ライセンスは慎重に判断する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有の特許等について、第三者にライセンスする場合、原則、相手方の同意が必要です（特許法第73条第3項）。</li> </ul>	—				
				譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施者への譲渡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有者等への譲渡</li> </ul>		—	—	
				公開	活用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>学会発表、論文等により公知の事実とする。</li> </ul>		—	—	
			留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規性がなくなります（原則、特許取得は不可）。</li> </ul>		—	—			

## 知的財産の運用体制

